

ARCIST

アーキスト

生前に自分で残す「遺影」の撮影現場から

外部パートナー：有限会社 丸谷嘉長写真事務所
代表
丸谷 嘉長

贈与税を払うのは損なの？

代表・税理士 内藤 克

第77回日本司法書士会
連合会定時総会

司法書士 西田 誠

ホワイトカラーエグゼンプション
= 残業代ゼロ法案と言えるのか

社会保険労務士 黒川 健吾

セミナーご紹介

風薫る5月は13日、(株)国際後継者フォーラム主催の税金ポイントセミナーに登壇しました。内容は税務調査と相続がメインでしたが、多くの経営者にお集まりいただきました。



具体的には下記4点の税務金融動向に関するセミナーとなりました。

1. 法人税率はさらに引き下げて、税率を現行の約35%から20%台に(骨太の方針)
2. マイナンバー制にむけて事務負担は徐々に増え、マイポータルから確定申告・相続税申告をする時代も!?
3. 中小企業経営力強化資金(公庫)などが充実し、支援機関の指導のもと金利0.4%減
4. 相続税改正へむけて富裕層の囲い込み激化



社労士法人は5月30日、国際業務推進チーム・ディレクターの成田元男が中心となり外国人社員の人事労務管理について社会保険・労働保険・給与等の分野について下記のようなポイントでセミナーを行いました。

1. 国際推進チームの紹介
(英語対応、外国人雇用対応)
2. 外国人雇用のリスク対策
(就業できるか、届出義務、特有の労務管理)
3. 外国人の給与計算・年末調整
(居住者か非居住者かがポイント!)
4. 外国人の社会保険適用
(外国人にとっても加入義務あり、扶養家族も給付受給可能!)



今後のセミナー予定

社労士法人セミナー

8月・9月・10月・11月 セミナー(勉強会)開催予定

※日程・セミナー(勉強会)の詳細が決まりましたら別途お知らせ致します。



贈与税を払うのは損なの？

代表・税理士 内藤 克

相続税の基礎控除を知らない方でも贈与税の基礎控除110万円についてはほとんど知っています。また、贈与という「110万円以内で行ない、贈与税を払わないのがあたりまえ」と考えている方が多いのも事実です。

今回は相続税対策であえて贈与税を払いながら財産を移すことが得なのか考えてみましょう。

【1】相続税がかからない場合 相続税の基礎控除は5,000万円+1,000万円×法定相続人の数(平成27年以降は3,000万円+600万円×法定相続人の数)となっているので遺産額がこの範囲内であればわざわざ贈与税を払って財産を移したら損になります。

【2】相続税がかかりそうな場合 相続税の税率より低い贈与税率ゾーンでの贈与は有効な対策となります。以下の例のように15%の相続税がかかるならば10%の税率ゾーンでの贈与を繰り返したほうが節税になります。

◆相続人は子供3人で基礎控除を4500万円超える場合…相続税525万円

◆子供一人当たり300万円ずつ5年間にわたって贈与した場合…贈与税285万円+相続税0円
つまり贈与税を払うことにより525万円-285万円=240万円のお得!となります

【3】判断のポイント ポイントは、ご自分の財産が相続税の対象になるのか?なるとしたら税率が何%のゾーンに属するのか?を把握するということです。

相続税の把握なくして生前贈与を行うとなると110万円の範囲内で何十年もかけて贈与することになります。

一方、もらう側からすると必要なタイミングで援助してもらいたいため、そのタイミングで住宅資金贈与の特例、居住用不動産の配偶者控除、教育資金の一括贈与などの制度を活用し、活発に生前贈与を行いたいところです。

「空腹は最大のスパイスである」とは有名なことわざですが、必要なときに行ってもらった援助は一生忘れないものです。

※相続税がかかるかどうかの判定はiPhone、iPad向け無料アプリ「スマート相続診断」を利用すると便利です。



第77回日本司法書士会 連合会定時総会

司法書士 西田 誠

平成26年6月19日、20日に日本司法書士会連合会の第77回定時総会が開催されました。議事内容としては、平成25年度の事業報告から始まり、平成26年度の事業計画の決定、一般会計収支予算案決定等の承認がされました。

議案の件数は32件にも及びましたが、今年の日本司法書士会連合会定時総会において、どのような事案について質疑応答がなされているのか、ここで紹介いたします。

- ①東日本大震災の被災者支援について
- ②司法書士法改正要綱案について
- ③司法書士の職責、倫理、懲戒、債務処理事件処理問題、司法制度改革関連等について
- ④不動産登記法改正、商業登記制度について
- ⑤民法改正、成年後見、人権、社会活動、消費者問題等について
- ⑥司法過疎、ADR制度、民事法律扶助、相談等について
- ⑦司法書士の研修、広報等について
- ⑧司法書士業務賠償責任保険について

これら8つのテーマに分かれて熱心な質疑応答が繰り返されました。この細目を見るだけでも、司法書士は登記だけをするのではなく、その他数々の社会貢献活動をしているということがよくわかります。

とくに東日本大震災の被災者支援に関しては、復興庁の司法書士会への呼びかけに応じて、司法書士を相続関係の確定作業や用地取得にかかる事務を行う自治体職員として派遣していることについての説明がなされました。

また、きたる8月3日は「司法書士の日」です。この日が定められたのは数年前なので、司法書士の機関紙である「月報司法書士」や各種ポスターなどで広報しているのですが、いまだ世間に認知されていません。

この状況を打破するために、テレビ・ラジオCM、新聞、ホームページでの広報を積極的に行っています。

今後とも司法書士の活躍にご期待ください。

パートナー 内藤 克の一日



【経営会議編】

火曜日は8:00からパートナーによる経営会議。毎週ここでアーク&パートナーズの重要な意思決定が行われます。



【セミナー編】

この日は夕方から金融機関で講演。来年から改正される相続税については皆様かなり関心があるようでした。帰りのビールはうまかった!



【フィギア編】

街角でイベントをやっていたので3Dフィギアをつくってもらいました。多少ザラザラしてはいますが、私が不在でもコイツが目を光らせています。



ホワイトカラーエグゼンプション = 残業代ゼロ法案と言えるのか

特定社会保険労務士 黒川 健吾

人材採用に苦戦している声が多く聞かれるようになりました。すでに一部の飲食店では人手不足による大規模な店舗の閉鎖、建設現場や介護現場では慢性的な人手不足となっています。また、5月の有効求人倍率は1.09倍と21年ぶりの高水準、失業率は3.5%と16年ぶりの低水準と数字にも表れてきました。これまでは労働力の減少を上回る求人減のため顕在化していませんでしたが、このバランスが崩れると、一気に労働力の減少を意識させられます。

そんななか政府は成長戦略のひとつとして「ホワイトカラーエグゼンプション」の導入を検討しています。残業代ゼロ法案としてサービス残業が横行すると批判の多い制度ですが、導入の効果も十分考えられます。

すでに導入しているアメリカを例にとってみます。アメリカ公正労働法(Fair Labor Standards「FLSA」)は1.5倍以上の割増賃金を課することで長時間労働を抑制し、新しい雇用拡大を目指す一方、ホワイトカラーエグゼンプション対象は時間で判断することが困難であり、他の労働者と協業することができない業務であるため割増賃金を課しても雇用拡大の効果が低いものを対象としており、目的が非常に明確です。

さらに、「常態として他の2人以上の労働者を指揮命令していること」など①給与基準要件②給与水準要件③職務要件が詳細に規定され対象者要件も明確です。

つまり、対象要件が明確で、誰でも出来る仕事でなく、時間での判断が困難で、高年収者を対象とした制度と言えます。

日本版ホワイトカラーエグゼンプションも同様の明確さがあれば、曖昧な基準であるがゆえに問題となった「名ばかり管理職」のような問題にも発展しません。

労働者の中には規制に捉われず仕事をしたと望む方も少なからず存在します。前向きに考えると残業ゼロ法案は残業代を支払わない法案というより、やる気のある人が、付加価値の高い仕事を自己のペースで出来る制度と期待できます。

さらに、対象は年収1000万円以上の高収入者を検討しており、対象者もかなり限定されます。実際に対象となる人からどれくらいの批判が出ているのかも興味のあるところですよ。



生前に自分で残す 「遺影」の撮影現場から

有限会社 丸谷嘉長写真事務所
代表 丸谷 嘉長

まさに人の死に際に、人は何思い、感じながら死ぬのだろうか。はたしてテレビドラマのように、恰好のよい辞世の句を残して、愛する人の手を握りながら、いさぎよくこの世とおさらばできるのだろうか。

私はカメラマンとして、プロやアマチュアを含め多くの方を撮影してきましたが、どの写真にも歓喜と切なさの相反するような要素が不思議と共存しています。ほんの1秒後にはもう過去になってしまう、その瞬間、私も被写体も「そこに確かに存在していた」という実感を出来上がった写真を見て確認することができるのです。そして私はカメラマンとして「生きていたのだ」と生の感触を反芻するのです。

二度と同じ時は流れないと知りつつも、この生きた「実感」を別な表現方法でカタチにしたいと思い、4年前より、一般の方の遺影撮影を始めました。お一人お一人からお話を伺いながら、撮影に臨みますが、とびきりの笑顔の方もいれば、世の中を凝視するかのような鋭い視線を遺す方もいます。いつか自分は死ぬのだという現実を、今出来る限りの生で受け入れ、カメラに向かう姿はどの方も凛として美しいのです。1000人分の遺影を撮影した時点で写真展を開き、遺影を撮影されたお一人お一人の人生に込めた想いの姿を、ポートレート作品として今後発表したいと願っております。

(プロフィール)

赤坂スタジオ勤務後、富永民生氏に師事。

アシスタントを経て1990年に独立。

2002年「携帯家族物語シリーズ」読売広告大賞銅賞、

フジサンケイグループ広告大賞メディアミックス部門。

2005年「立山酒造」毎日広告デザイン賞第3部企画賞受賞。

広末涼子「teens」、

榮倉奈々「tremor」、

SKE松井玲奈「きんぎょ」、

ハン・ヒョジュ「ひざしのほうへ」等の写真集も多数。

2010年 世田谷区下馬に、「mok69写真館」をオープンし、

一般の方の「遺影」を作品として撮り始める。

<http://www.camera-marutani.com/>

アークからの SIGNAL!!

新しく会社・支店を設立するときの注意点

税 務

資本金の額によって税制の適用が変わること。→1000万円以下の中小企業の方が優遇されます。例えば、原則設立後2事業年度は消費税の免税業者となります。

法 務

会社設立日が登記申請日となること。→会社の設立日は、土日祝日を除く法務局の開庁日に限られます。会社の登記簿謄本にも記載される大切な創立記念日です。設立に際しては曜日のチェックをお忘れなく!

人事労務

支店ごとに社会保険の成立をすること。→例えば労災保険を故意又は重大な過失により成立せず、労災に関わる事故が発生した場合、事業主の費用負担が増えてしまいます。

Advanced Reliable Consultants





ARC事務所内を公開!!



for The Value Stage
アーク&パートナーズ®



全体研修

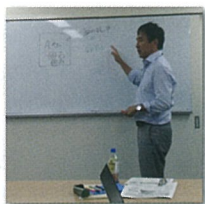
アーク&パートナーズでは、お客様に付加価値の高いサービスを提供できるようにと、合同研修を年に5回行っています。今年のテーマはマーケティングです。

アーク&パートナーズ全体のミッションとは? 実現するために取り組むべきことは? など、メンバーである研修クラスター(清水、長根、西崎)が、参考書籍等を読み漁り、吸収し、発信し、秋の合宿研修では全員がアウトプットします。



税務通信研修

税理士法人では、ベテランから若手までスタッフ全員が、週刊税務テキストを使用して毎月税務研修を行っています。発表担当者は、改正・要件・事例・判例等をわかりやすく他のメンバーに説明しなければなりません。ベテラン勢の実務的な質問に、予習不足を感じることもしばしば・・・(しかし、きちんとフォローアップし、共有しています!!)



税務月例研修

税務通信研修の他、DVDや税理士会等による研修の発表や、税務通信の復習テストなどを毎月月初に行っています。終了後に飲みに行くこともしばしば。昨年は税理士法人のBOSSが、スタッフ全員の誕生日会を企画してくれたのでほぼ毎月飲みに行っていました。(今年は焼肉を食べに行きました!!)

税務会議

税理士法人では毎週火曜日、お客様の情報を共有するための会議を行っています。税務調査の指摘事項や回避方法・自分のヒヤリ体験・各種業界の大きな動きなど、個々で収集した情報も共有し、自分の経験値を増やしています。

経営会議

各事務所のTOP会議は毎週行われています。更に、管理職を含めての会議は毎月一回あります。



朝礼

社労士法人の朝は元気に声を出すことから始まります。各自のプレゼン能力向上を目的として、自身が最近気になる事を取り上げ全員の前で発表する「今日の一言」も実施しています。

労務会議

社労士法人では毎週月曜日、各自スケジュール確認、業務報告を行い、社内情報を共有するための会議を行っています。また、若手社員が持ち回りで業務に関する書籍について発表し、全員で知識を深めています。


経営理念



私達は、
お客様の現在、そして将来に起こりうるあらゆる経営課題の解決に取り組み、ワンストップ・コンサルティングを通じて新しい企業価値を創造します。

行動規範

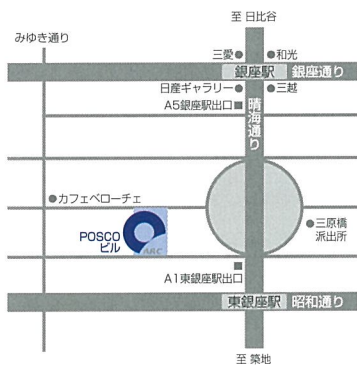
- 1.Fairness**
常にフェアプレーで働くこと
正確かつ誠実に行動し、コンプライアンス(法令遵守)を徹底する。
法令や倫理規範に準拠した行動を心がける。
たとえ困難に直面しても誠実に行動すること。
- 2.Professionalism**
プロフェッショナルとして
自覚をすること
クライアントに対して信頼に負おう
付加価値の高いサービスを提供すること。
スキルと知識の向上に努める。
プロフェッショナルとしての行動と責任を自覚すること。
- 3.Mutual Respect**
相互に尊重し、信頼関係を築くこと
人の意見を聞き、自分の意思を伝え、最善の解決策を模索すること。



編集後記

篠突く雨降る夜のこと。男、部屋隅の窓を五寸ほど開けて紫煙を薫らし思慕を巡らせていると、一匹の蠅が“ひょうつ”と部屋に入ってきた。雨宿りかしら。窓辺にて、あえかに前脚使い頭を掻く其の小さな客“人”に「やあやあ、お前さんも雨から逃げてきたのかい?」などと言葉をかけてやると、何やら愛らしく見えてくる気がしてならない。
一茶の「やれ打つな 蠅が手をすり 足をすり」、重ね合わせる夜半の夏。

真夏の雨も、中々どうして趣深いものである。(畠)



〒104-0061 東京都中央区銀座5-11-14 POSCO東京ビル4階
(代表) TEL.03-3545-2415 FAX.03-3545-2408
<http://www.s-arc.com>

地下鉄銀座線 日比谷線 銀座駅から徒歩2分 地下鉄丸の内線 銀座駅から徒歩5分 JR有楽町駅から徒歩7分

税理士法人 渋谷事務所

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-10-8 エフビル7階
TEL.03-6277-5511 FAX.03-6277-5706